

大館市第9期介護保険事業計画
・高齢者福祉計画（素案）
■■（第9期：令和6～8年度）■■

令和5年12月

大 館 市

目 次

第 1	計画策定の趣旨	1
第 2	国の基本方針	1
第 3	計画の基本理念と基本目標	3
第 4	高齢者の状況	5
第 5	介護保険サービスの利用量の見込み	7
第 6	介護保険給付費の見込み	9
第 7	地域支援事業費の見込み	11
第 8	施設サービスの基盤整備	13
第 9	介護保険料	14
第 10	高齢者福祉事業	16

第1 計画策定の趣旨

我が国は高齢化が進んでおり、令和22（2040）年には高齢者人口がピークを迎える一方、生産年齢人口はすでに減少に転じており、令和7（2025）年以降はさらに減少が進む見込みです。

大館市においても、令和5年10月31日現在の人口は、67,016人に対して、65歳以上の高齢者数は26,840人、高齢化率は40.0%となりました。

本市の高齢化率は、高齢化の進行と少子化等により、令和7年度には41.7%に達すると見込まれており、介護や支援を必要とする高齢者や認知症高齢者及び一人暮らし世帯の増加、介護期間の長期化などにより、介護保険事業に対するニーズがますます増大するものと見込まれます。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定された計画で、介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、介護保険の給付対象となるサービス種類ごとの量の見込みや、被保険者の負担（介護保険料）などを定めるものです。また、高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人計画」に位置づけられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるもので、計画はこれらを一体的に策定するものです。

第9期計画では、令和7（2025）年にいわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる中で、第8期計画での実績と将来の介護ニーズの見込みを反映しながら、高齢者が住み慣れた地域において生きがいと尊厳を持ち、健康で安心して暮らせるよう地域の実情に応じた介護保険事業を計画的に実施するため、国の基本指針を踏まえ策定するものです。

【計画年次の概念図】

3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
現行第8期計画								
		(策定)	次期第9期計画					
						第10期計画		

第2 国の基本指針（主な内容・見直しのポイント）

第9期介護保険事業計画の基本指針の基本的な考え方及び見直しのポイントは、以下のとおりです。

■基本的な考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることとなる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

■見直しのポイント

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことを期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を促進

第3 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

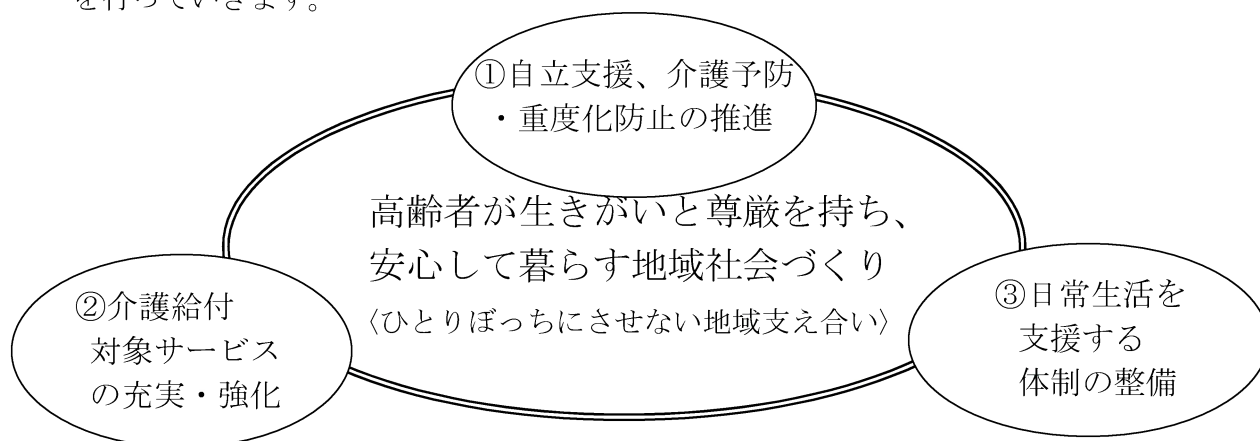
『高齢者が生きがいと尊厳を持ち、安心して暮らす地域社会づくり』

〈ひとりぼっちにさせない地域支え合い〉

すべての高齢者が住み慣れた地域で、生きがいと尊厳をもって暮らせるよう、介護予防や生きがいづくりに取り組みます。また、地域における見守りや支え合い、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携により高齢者の支援を行う地域包括ケア体制の構築を目指します。

(2) 基本目標

本計画の基本理念を念頭に、次の3つの基本目標を設定し、介護保険事業の円滑な運営を行っていきます。



① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

《健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり》

- ・住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域ケア会議の多職種連携の取組の推進、地域包括支援センターの充実・強化を図ります。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進により、高齢者の健康づくりとフレイル予防を推進、スポーツを通じての心身の健康や生きがいづくりによる介護予防への取組を推進します。

② 介護給付対象サービスの充実・強化

《安心して介護サービスが受けられるまちづくり》

- ・要介護状態等となっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう安定したサービスの提供など地域における支援体制の整備を進めるとともに、施設入所希望待機者の解消に向けた施設整備を進めます。
- ・高齢者を支える担い手の育成やICT、介護ロボット等の活用など、介護を支える環境を整備します。

③ 日常生活を支援する体制の整備

《地域全体で支え合うまちづくり》

- ・増加傾向にある単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人を支援し、地域の支え合い体制づくりを積極的に展開します。
- ・通いの場、地域の茶の間などの地域サロンの運営支援、見守り・安否確認、買い物・調理・掃除等の家事支援、通院等の移動支援などを含む多様な生活支援・介護予防サービスの整備を推進します。
- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の充実を進めます。
- ・住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、在宅医療・介護連携の強化を図ります。
- ・災害時に要介護高齢者が適切に避難できるよう防災体制と新型コロナウイルス感染症の流行等への対策等を整備し、高齢者が地域で安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。

<基本目標>

<主な事業>

①自立支援、介護予防 ・重度化防止の推進

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実・強化
 - ①介護予防生活支援サービス事業の充実
(短期集中予防サービス)
 - ②介護予防普及啓発活動
(生きがい健康づくり支援事業、認知症予防教室)
- (2) 介護予防拠点の整備
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施とスポーツを通じての心身の健康や生きがいづくりによる介護予防への取り組みの推進

②介護給付対象サービスの充実・強化

- (1) 持続可能な介護保険サービスの提供
(通所、訪問、短期入所、施設サービス等)
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護の増設
- (3) 介護サービス事業者へICT、介護ロボット導入の周知・導入支援

③日常生活を支援する 体制の整備

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実・強化
(住民主体による生活支援及び移動支援サービス)
- (2) 生活支援体制整備事業
(生活支援コーディネーター・協議体の設置)
- (3) 地域介護予防活動支援事業
(通いの場、地域の茶の間、シニアいきいきポイント事業)
- (4) 在宅医療・介護連携推進事業
(多職種連携による在宅医療・介護の連携強化)
- (5) 認知症総合支援事業
(認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、成年後見の利用支援)
- (6) 家族介護支援事業
(見守りシール、はちくんパトロール隊)
- (7) その他の事業
(認知症サポーターの養成、高齢者配食サービス等)

第4 高齢者の状況

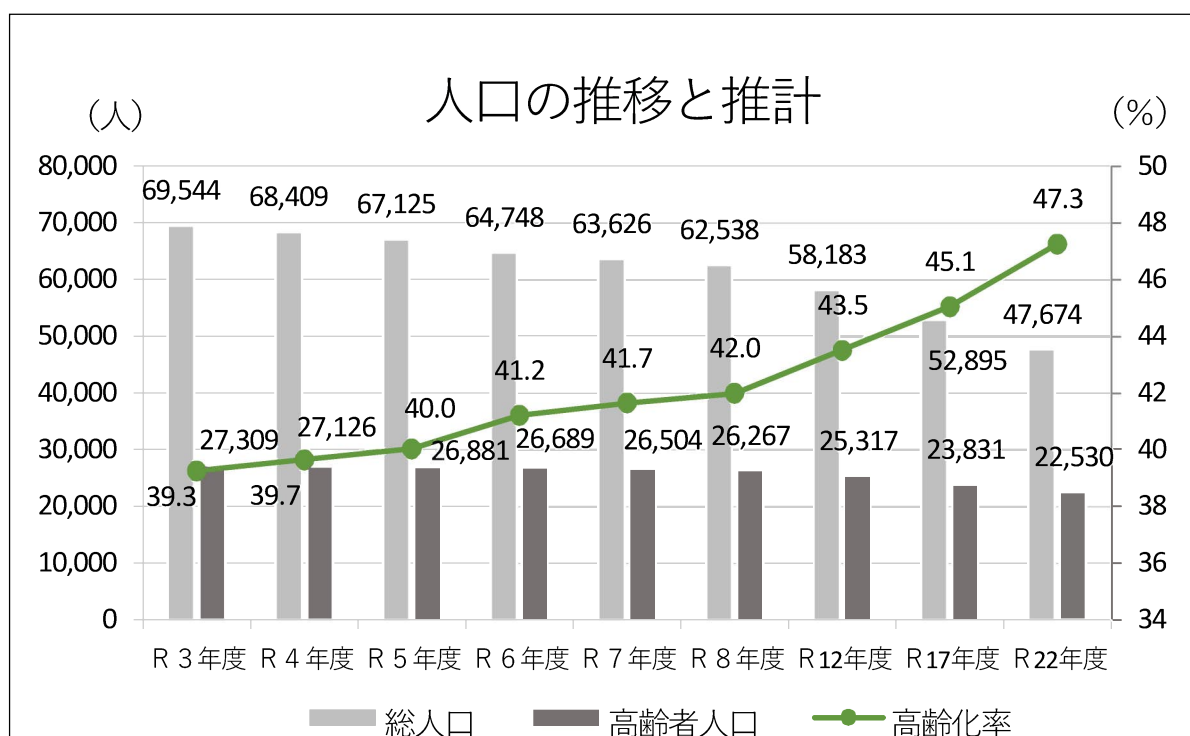
(1) 高齢者人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計値のデータに基づき、国が示した地域包括ケア「見える化システム」を用いて人口推計を行なった結果は下表のとおりです。高齢者人口は、令和元年度をピークに減少に転じており、本計画の最終年度である令和8年度には、26,267人になると推計され、高齢化率は42.0%となる見込みです。

(単位：人、%)

区 分	第8期実績			第9期計画			R12年度 2030年	R17年度 2035年	R22年度 2040年
	R3年度 2021年	R4年度 2022年	R5年度 2023年	R6年度 2024年	R7年度 2025年	R8年度 2026年			
総人口	69,544	68,409	67,125	64,748	63,626	62,538	58,183	52,895	47,674
40～64歳	22,383	22,022	21,623	20,668	20,273	19,850	18,156	16,515	14,405
65～74歳 (前期高齢者)	12,459	12,047	11,704	11,315	10,976	10,680	9,495	8,468	8,067
75歳以上 (後期高齢者)	14,850	15,079	15,177	15,374	15,528	15,587	15,822	15,363	14,463
65歳以上 (高齢者人口)	27,309	27,126	26,881	26,689	26,504	26,267	25,317	23,831	22,530
高齢化率	39.3	39.7	40.0	41.2	41.7	42.0	43.5	45.1	47.3

※実績は住民基本台帳9月末人口 推計は「見える化システム」による将来推計人口



(2) 要介護認定者数

高齢化の進行にともない、要介護認定者数も増え続けており、認定者率（65歳高齢者人口に対する認定者数の割合）も上昇が見込まれます。

令和3年4月から令和5年8月までの要介護認定データを基に令和5年度の認定者数・認定率の実績（見込み）を算定し、将来の被保険者数を乗じて要介護（支援）認定者数を推計しています。

推計は、国が示した地域包括ケア「見える化システム」の推計によるものです。令和5年9月分データが「見える化システム」に反映した後、伸び率・減少率の調整を行い最終の推計となる予定です。

<要介護（要支援）認定者数>・・・第1号被保険者

(単位:人)

区分	第8期実績			第9期計画			R12年度 2030年	R17年度 2035年	R22年度 2040年
	R3年度 2021年	R4年度 2022年	R5年度 2023年	R6年度 2024年	R7年度 2025年	R8年度 2026年			
	実績	実績	実績 (見込み)	推計	推計	推計			
要支援1	472	482	499	496	494	497	493	495	469
要支援2	793	827	863	849	854	856	864	872	841
要介護1	923	872	883	899	908	910	916	935	914
要介護2	1,108	1,070	1,121	1,119	1,133	1,135	1,156	1,175	1,168
要介護3	925	887	819	844	855	861	882	899	909
要介護4	747	814	798	825	836	841	861	877	891
要介護5	565	550	567	570	574	577	591	598	604
認定者数計	5,533	5,502	5,550	5,602	5,654	5,677	5,763	5,851	5,796
65歳以上人口	27,309	27,126	26,881	26,689	26,504	26,267	25,317	23,831	22,530
認定者率※	20.3%	20.3%	20.6%	21.0%	21.3%	21.6%	22.8%	24.6%	25.7%

※実績は介護保険事業実績報告9月分月報認定者数 推計は「見える化システム」による推計認定者数

※65歳以上認定者数/65歳以上人口

第5 介護保険サービスの利用量の見込み

第9期計画の介護（予防）サービス利用見込みは、第8期事業計画のサービスの利用実績を基に、高齢者人口や要介護認定者の伸びを反映し、第9期計画期間中に居住系・地域密着型サービス事業所が整備される見込み等を勘案し、国が示した地域包括ケア「見える化システム」を用いて推計しております。

(1) 居宅サービス等/施設サービス利用量について

項目	第8期実績			第9期計画			令和12年度 2030年	令和17年度 2035年	令和22年度 2040年
	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年 (見込み)	令和6年度 2024年	令和7年度 2025年	令和8年度 2026年			
(1) 居宅サービス									
訪問介護									
回数(回)	23,278.9	23,568.5	26,012.8	26,836.6	27,341.8	27,528.4	27,461.6	27,842.5	27,988.6
人数(人)	816	794	801	814	825	830	833	846	842
訪問入浴介護									
回数(回)	524	511	515	539.5	545.9	556.5	544.5	550.9	550.9
人数(人)	89	91	93	97	98	100	98	99	99
訪問看護									
回数(回)	1,972.7	2,132.5	2,243.6	2,278.0	2,309.0	2,332.0	2,324.0	2,362.5	2,355.0
人数(人)	274	285	289	298	302	305	304	309	308
訪問リハビリテーション									
回数(回)	184.8	138.2	217.3	235.0	244.0	244.0	253.0	253.0	253.0
人数(人)	18	17	24	25	26	26	27	27	27
居宅療養管理指導									
人数(人)	116	120	148	154	155	156	158	160	161
通所介護									
回数(回)	8,922	8,409	8,212	8,243.8	8,355.6	8,390.2	8,422.9	8,583.1	8,512.2
人数(人)	1,032	995	968	975	988	992	996	1,015	1,006
通所リハビリテーション									
回数(回)	1,652.9	1,503.2	1,590.0	1,609.8	1,617.8	1,648.4	1,648.8	1,650.8	1,651.4
人数(人)	217	211	198	208	209	213	213	213	213
短期入所生活介護									
日数(日)	11,007.3	10,908.4	10,832.7	11,175.2	11,345.0	11,472.7	11,528.6	11,732.3	11,794.2
人数(人)	555	539	528	549	557	563	566	576	578
短期入所療養介護(老健)									
日数(日)	42.9	99.0	134.8	138.9	143.0	147.1	147.1	144.9	144.9
人数(人)	6	12	14	15	16	17	17	17	17
特定施設入居者生活介護									
人数(人)	105	144	132	144	146	146	150	152	152
福祉用具貸与									
人数(人)	1,326	1,342	1,297	1,321	1,342	1,349	1,351	1,375	1,369
特定福祉用具購入費									
人数(人)	25	23	24	24	24	24	24	24	24
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護									
人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域密着型通所介護									
回数(回)	1,483.3	1,335.0	1,430.1	1,423.2	1,432.8	1,439.7	1,457.2	1,473.4	1,457.4
人数(人)	180	158	167	169	170	171	173	175	173
認知症対応型通所介護									
回数(回)	731.4	595.3	385.1	415.8	425.8	436.8	436.8	436.8	436.8
人数(人)	62	54	39	40	41	42	42	42	42
小規模多機能型居宅介護									
人数(人)	54	51	52	53	54	54	53	53	53
認知症対応型共同生活介護									
人数(人)	264	261	260	263	266	268	272	276	277
地域密着型特定施設入居者生活介護									
人数(人)	24	25	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護									
人数(人)	26	29	30	30	30	30	32	30	30
看護小規模多機能型居宅介護									
人数(人)	0	0	0	14	14	25	32	32	32
(3) 住宅改修費									
人数(人)	16	11	12	13	14	15	15	15	15
(4) 居宅介護支援									
人数(人)	2,424	2,390	2,332	2,370	2,406	2,419	2,424	2,466	2,454
(5) 施設サービス									
介護老人福祉施設									
人数(人)	606	604	597	600	600	600	600	600	600
介護老人保健施設									
人数(人)	302	274	281	281	281	281	281	281	302
介護医療院									
人数(人)	127	157	175	178	178	178	178	178	178
介護療養型医療施設									
人数(人)	1	1	0						

※回(日)は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(2) 介護予防サービス等サービス利用量について

項 目	第8期実績			第9期計画			令和12年度 2030年	令和17年度 2035年	令和22年度 2040年
	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年 (見込み)	令和6年度 2024年	令和7年度 2025年	令和8年度 2026年			
(1) 介護予防サービス									
介護予防訪問入浴介護									
回数(回)	5.1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	1	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護									
回数(回)	304.7	303.0	332.0	338.0	345.0	345.0	345.0	345.0	338.0
人数(人)	47	48	49	50	51	51	51	51	50
介護予防訪問リハビリテーション									
回数(回)	14.7	23.0	26.4	26.4	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
人数(人)	2	3	4	4	5	5	5	5	5
介護予防居宅療養管理指導									
人数(人)	10	13	12	13	13	13	13	13	12
介護予防通所リハビリテーション									
人数(人)	59	63	65	67	68	69	69	69	69
介護予防短期入所生活介護									
日数(日)	42.0	45.8	59.5	59.5	67.2	74.2	74.2	74.2	74.2
人数(人)	7	8	8	8	9	10	10	10	10
介護予防福祉用具貸与									
人数(人)	534	558	571	573	574	576	575	580	555
特定介護予防福祉用具購入費									
人数(人)	9	7	7	7	7	7	7	7	7
介護予防特定施設入居者生活介護									
人数(人)	4	4	7	8	8	8	8	8	8
(2) 地域密着型介護予防サービス									
介護予防小規模多機能型居宅介護									
人数(人)	4	6	8	9	9	10	10	10	10
介護予防認知症対応型共同生活介護									
人数(人)	1	2	1	1	1	1	1	1	1
(3) 介護予防住宅改修									
人数(人)	8	8	9	9	9	9	9	9	9
(4) 介護予防支援									
人数(人)	611	629	646	650	652	654	654	658	647

※回(日)は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

今後、令和5年9月分実績に基づく推計や国が検討している介護保険料の標準段階の多段化の方針、介護報酬の改定等を踏まえ、精査のうえ、介護保険料基準月額を推計します。

第6 介護保険給付費の見込み

第9期計画の介護（予防）サービス保険給付費見込みは、第8期事業計画のサービスの利用実績を基に、高齢者人口や要介護認定者の伸びを反映し、第9期計画期間中に居住系・地域密着型サービス事業所が整備される見込み等を勘案し、国が示した地域包括ケア「見える化システム」を用いて推計しております。

（1）介護サービス保険給付費について

（単位：千円）

項 目	第8期実績			第9期計画			令和12年度 2030年	令和17年度 2035年	令和22年度 2040年
	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年 (見込み)	令和6年度 2024年	令和7年度 2025年	令和8年度 2026年			
(1)介護サービス	3,599,905	3,614,133	3,723,295	3,835,055	3,894,588	3,925,569	3,937,991	3,998,706	4,005,927
訪問介護	837,980	840,512	921,857	951,227	969,016	975,301	972,996	986,617	991,153
訪問入浴介護	73,762	71,931	73,577	77,000	77,911	79,439	77,741	78,651	78,651
訪問看護	116,884	127,482	128,212	131,672	133,557	134,934	134,299	136,415	136,108
訪問リハビリテーション	6,367	4,726	7,480	8,080	8,393	8,393	8,705	8,705	8,705
居宅療養管理指導	9,103	10,315	12,216	12,675	12,763	12,833	13,028	13,189	13,277
通所介護	859,619	821,532	803,126	808,729	820,385	823,985	826,243	841,860	836,399
通所リハビリテーション	170,298	153,836	163,343	165,948	166,764	170,293	169,879	170,381	171,147
短期入所生活介護	1,066,932	1,064,787	1,077,741	1,109,432	1,126,781	1,139,527	1,144,483	1,164,648	1,171,522
短期入所療養介護(老健)	5,400	13,293	18,398	18,918	19,437	19,956	19,956	19,620	19,620
福祉用具貸与	193,289	194,406	194,511	199,582	203,218	204,545	204,070	207,593	207,610
特定福祉用具購入費	8,416	8,155	8,498	8,498	8,498	8,498	8,498	8,498	8,498
特定施設入居者生活介護	251,855	303,156	314,334	343,294	347,865	347,865	358,093	362,529	363,237
(2)地域密着型介護サービス	1,319,335	1,243,217	1,250,087	1,308,017	1,321,971	1,364,496	1,406,494	1,413,402	1,415,416
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	2,055	2,072	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731
地域密着型通所介護	161,456	147,339	153,935	153,860	155,290	156,093	158,004	159,597	158,168
認知症対応型通所介護	86,034	71,067	47,413	50,907	52,192	53,598	53,598	53,598	53,598
小規模多機能型居宅介護	138,779	131,070	141,138	143,334	145,529	145,529	144,835	144,835	144,835
認知症対応型共同生活介護	794,530	791,496	800,720	810,176	819,220	825,578	838,064	850,244	853,687
地域密着型特定施設入居 者生活介護	53,087	644	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	82,843	98,772	105,150	105,150	105,150	105,150	112,015	105,150	105,150
看護小規模多機能型居宅介護	552	758	0	42,859	42,859	76,817	98,247	98,247	98,247
(3)住宅改修費	13,334	9,248	8,631	8,631	8,631	8,631	8,631	8,631	8,631
(4)居宅介護支援	476,452	467,697	462,996	471,629	479,115	481,902	482,377	490,732	489,013
(5)施設サービス	3,451,382	3,468,277	3,558,414	3,580,570	3,580,570	3,580,570	3,581,019	3,581,019	3,652,762
介護老人福祉施設	1,911,929	1,920,249	1,913,842	1,922,573	1,922,573	1,922,573	1,923,022	1,923,022	1,923,426
介護老人保健施設	991,982	904,477	940,520	941,081	941,081	941,081	941,081	941,081	1,012,420
介護医療院	542,503	641,587	704,052	716,916	716,916	716,916	716,916	716,916	716,916
介護療養型医療施設	4,968	1,964	0						
介護給付費計(小計)(I)	8,860,408	8,802,574	9,003,422	9,203,902	9,284,875	9,361,168	9,416,512	9,492,490	9,571,749

(2) 介護予防サービス保険給付費について

(単位:千円)

項目	第8期実績			第9期計画			令和12年度 2030年	令和17年度 2035年	令和22年度 2040年
	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年 (見込み)	令和6年度 2024年	令和7年度 2025年	令和8年度 2026年			
(1) 介護予防サービス	85,163	88,552	96,709	99,160	100,887	101,988	101,941	102,267	100,261
介護予防訪問入浴介護	505	103	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	13,772	14,614	15,954	16,223	16,565	16,565	16,565	16,565	16,223
介護予防訪問リハビリテーション	498	788	885	885	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106
介護予防居宅療養管理指導	851	1,280	988	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074	988
介護予防通所リハビリテーション	24,250	24,210	26,900	27,662	28,155	28,649	28,649	28,649	28,649
介護予防短期入所生活介護	3,078	3,554	4,470	4,470	5,074	5,557	5,557	5,557	5,557
介護予防福祉用具貸与	34,991	36,750	36,623	36,748	36,815	36,939	36,892	37,218	35,640
特定介護予防福祉用具購入費	2,694	2,377	2,439	2,439	2,439	2,439	2,439	2,439	2,439
介護予防特定施設入居者生活介護	4,524	4,877	8,451	9,659	9,659	9,659	9,659	9,659	9,659
(2) 地域密着型介護予防サービス	5,444	9,467	9,191	10,162	10,162	11,132	11,132	11,132	11,132
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,635	4,098	6,186	7,157	7,157	8,127	8,127	8,127	8,127
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,809	5,369	3,005	3,005	3,005	3,005	3,005	3,005	3,005
(3) 介護予防住宅改修	6,665	5,904	5,214	5,214	5,214	5,214	5,214	5,214	5,214
(4) 介護予防支援	32,897	33,895	34,768	34,984	35,091	35,198	35,197	35,413	34,817
介護予防給付費計(小計)(Ⅱ)	130,169	137,818	145,882	149,520	151,354	153,532	153,484	154,026	151,424

総給付費(合計) Ⅰ+Ⅱ ㊦	8,990,577	8,940,392	9,149,304	9,353,422	9,436,229	9,514,700	9,569,996	9,646,516	9,723,173
----------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

特定入所者介護サービス費	393,054	344,723	358,629	398,778	402,280	403,820	409,143	414,956	410,474
高額介護サービス費	231,909	228,051	228,003	235,252	237,318	238,227	241,367	244,796	242,152
高額医療合算サービス費	26,828	23,823	27,000	27,210	27,449	27,554	27,918	28,314	28,008
審査手数料	11,021	10,947	10,953	11,931	12,035	12,082	12,241	12,415	12,281
その他計(小計) ㊧	662,812	607,544	624,585	673,171	679,083	681,684	690,669	700,481	692,915

標準給付費(合計) ㊦+㊧	9,653,389	9,547,936	9,773,889	10,026,593	10,115,312	10,196,384	10,260,665	10,346,997	10,416,088
---------------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

第8期の実績(見込み)の計	28,975,214
第9期事業計画期間中の計	30,338,288

(1,363,074千円増 4.70%増)

今後、令和5年9月分実績に基づく推計や国が検討する介護保険料の標準段階の多段化、介護報酬の改定等の公表を踏まえ、精査のうえ、介護保険料基準月額を決定します。

第7 地域支援事業費の見込み

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、できるだけ自分の力で生き生きと続けるために、要介護・要支援状態になる前から一人ひとりの状態に応じた介護予防サービスを提供し、要介護状態となった場合においても、地域で自立した生活を営むことができるよう各種サービス利用の支援を行います。

在宅医療・介護連携推進協議会において、多職種が連携・協働して事業の実施に取り組み、在宅医療・介護連携の強化を図ります。また、市及び7か所の日常生活圏域に設置した生活支援コーディネーター・協議体が地域のニーズや社会資源を把握し、担い手の育成や新たなサービスの創出を行うなど、日常生活を支援する体制の充実・強化を図ります。

(1) 第8期の状況

(単位:千円)

第8期実績	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年 (見込み)	主な事業
地域支援事業費	524,194	532,524	565,578	
介護予防・日常生活支援総合事業	390,650	379,276	400,582	
介護予防・生活支援サービス費	329,352	315,629	330,248	・訪問型サービス (現行相当サービス、住民主体による生活支援サービス、移動支援サービス) ・通所型サービス (現行相当サービス、短期集中予防サービス)
介護予防ケアマネジメント費	33,752	33,128	33,100	・ケアマネジメント(ケアプラン作成等)
一般介護予防事業費	25,689	28,720	35,334	・生きがい健康づくり支援事業 ・地域介護予防活動支援への補助 ➢ 通いの場、地域の茶の間 ➢ シニアいきいきポイント事業 ・健康相談・食生活改善事業 ・認知症予防教室の開催
審査支払手数料	1,857	1,799	1,900	・国保連合会の審査支払事務に対する手数料
包括的支援事業・任意事業	133,544	153,248	164,996	
包括的支援事業	91,465	109,880	117,928	・包括支援センター委託料 ➢ 市内7か所の日常生活圏域に設置 ・地域包括支援センターの機能強化 ➢ 総合相談支援 ➢ 権利擁護 ➢ 包括的・継続的ケアマネジメント支援 ➢ 地域ケア会議
(社会保障充実分)	30,681	30,805	32,018	・在宅医療・介護連携推進事業 ➢ 在宅医療・介護連携推進協議会を活用した多職種連携ネットワークの構築 ・生活支援体制整備事業 ➢ 市及び市内7か所の日常生活圏域に生活支援コーディネーター・協議体の設置 ・認知症総合支援事業 ➢ 認知症初期集中支援事業の実施 ➢ 認知症カフェの開催
任意事業	11,398	12,563	15,050	・家族介護教室の開催 ・認知症高齢者見守り事業 ➢ 徘徊高齢者見守りシール交付事業 ➢ はちくんパトロール隊による見守り活動 ・配食サービスによる見守り ・介護用品券支給事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・認知症サポーターの養成 ・認知症あんしんサポート事業所認定事業

第8期地域支援事業費の合計額	1,622,296千円
----------------	-------------

(2) 第9期の計画

(単位:千円)

第9期計画	令和6年度 2024年	令和7年度 2025年	令和8年度 2026年	主な事業
地域支援事業費	557,639	563,238	567,978	
介護予防・ 日常生活支援総合事業	392,768	398,180	401,911	
介護予防・ 生活支援サービス費	322,609	326,624	329,403	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス (現行相当サービス、緩和した基準によるサービス、住民主体によるサービス、移動支援サービスなど) ・通所型サービス (現行相当サービス、緩和した基準によるサービス、住民主体によるサービス、短期集中予防サービスなど)
介護予防ケアマネジメント費	32,800	32,800	32,800	・ケアマネジメント(ケアプラン作成等)
一般介護予防事業費	35,559	36,954	37,904	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがい健康づくり支援事業 ・地域介護予防活動支援への補助 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通いの場、地域の茶の間 ➢ シニアいきいきポイント事業 ・健康相談・食生活改善事業 ・認知症予防教室の開催
審査支払手数料	1,800	1,802	1,804	・国保連合会の審査支払事務に対する手数料
包括的支援事業・任意事業	164,871	165,058	166,067	
包括的支援事業	117,950	117,950	117,950	<ul style="list-style-type: none"> ・包括支援センター委託料 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市内7か所の日常生活圏域に設置 ・地域包括支援センターの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 総合相談支援 ➢ 権利擁護 ➢ 包括的・継続的ケアマネジメント支援 ➢ 地域ケア会議
(社会保障充実分)	33,570	33,757	33,944	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 在宅医療・介護連携推進協議会を活用した多職種連携ネットワークの構築 ・生活支援体制整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市及び市内7か所の日常生活圏域に生活支援コーディネーター・協議体の設置 ・認知症総合支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認知症初期集中支援事業の実施 ➢ 認知症カフェの開催
任意事業	13,351	13,351	14,173	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護教室の開催 ・認知症高齢者見守り事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 徘徊高齢者見守りシール交付事業 ➢ はちくんパトロール隊による見守り活動 ・配食サービスによる見守り ・成年後見制度利用支援事業 ・認知症サポーターの養成 ・認知症あんしんサポート事業所認定事業

第9期地域支援事業費の合計額

1,688,855千円

第8 施設サービスの基盤整備

(1) 整備方針

介護が必要な高齢者も住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、中長期的な視点に立って人口動態や介護ニーズを適切に捉え、計画期間中であっても必要に応じて介護サービス施設の整備に努めます。

○ 地域密着型サービス施設の基盤整備

医療依存度の高い方や看取り・病状不安定期における在宅生活の継続を支援する看護小規模多機能型居宅介護（登録29人）の整備を計画します。

介護保険施設等整備計画

区 分		第8期	第9期 計画		
		5年度	6年度	7年度	8年度
看護小規模多機能型 居宅介護	登録定員 (人)	29	0	0	58
	事業所数 (事業所)	1	0	0	2

第9 介護保険料

(1) 介護保険料の設定に係る基本的な考え方

介護保険料は、国の第9期保険料設定に係る基本方針によるほか、持続可能な介護保険制度を運営していくため、介護費用が増加する中であっても低所得者の保険料上昇を抑制する必要があることから、介護給付費準備基金の一部取り崩しも踏まえて保険料を算定します。

(2) 負担能力に応じた介護保険料負担段階の設定

<段階の設定>

所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、現行の9段階9区分を継続します。なお、段階ごとの保険料率に変化はありません。

介護保険料所得段階と保険料基準額に対する割合

第9期（令和6～8年度）		
介護保険料所得段階		割合
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯本人及び世帯全員が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	0.45 →0.25に軽減
第2段階	本人及び世帯全員が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下のかた	0.62 →0.37に軽減
第3段階	本人及び世帯全員が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えるかた	0.67 →0.62に軽減
第4段階	本人が住民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で、世帯内に市民税課税者がいるかた	0.94
第5段階	本人が住民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、世帯内に市民税課税者がいるかた	1 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満のかた	1.28
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	1.35
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	1.6
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上のかた	1.7

第1段階～第3段階の保険料について、法令に基づき保険料軽減が実施されています。

第1段階 0.45→0.25

第2段階 0.62→0.37

第3段階 0.67→0.62

この軽減に係る費用については、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担しています。

(3) 介護保険料標準月額の推計

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
被保険者数(所得段階別加入者割合補正後)(A)	25,738人	25,561人	25,331人	76,630人
標準給付費見込額(B)	10,026,593千円	10,115,312千円	10,196,384千円	30,338,288千円
地域支援事業費(C)	557,639千円	563,238千円	567,978千円	1,688,855千円
(B)+(C)=(D)	10,584,232千円	10,678,550千円	10,764,362千円	32,027,143千円
第1号被保険者負担分相当額(E)=(D)×23%	2,434,373千円	2,456,066千円	2,475,803千円	7,366,243千円
調整交付金相当額(F)	520,967千円	525,675千円	529,915千円	1,576,556千円
調整交付金見込額(G)	921,069千円	916,776千円	890,257千円	2,728,102千円
介護給付費準備基金取崩額(H)				51,000千円
保険料収納必要額(I)=(E)+(F)-(G)-(H)				6,163,697千円
予定保険料収納率(J)		99.0%		
保険料の基準相当額(年額)(K)=(I)÷(J)÷(A)				81,247円
保険料の基準額(月額)(L)=(K)÷12				6,771円

※端数処理の関係上、合計は各区分の合算額と一致しない場合があります。

第8期 介護保険料基準額(月額)	6,771円
-------------------------	---------------

第9期 介護保険料基準額(月額)	6,771円(見込み)
-------------------------	--------------------

第9期介護保険料は、第8期介護保険料と同額で試算しておりますが、今後、令和5年9月分実績に基づく推計や、国が検討する標準段階の多段階化、介護報酬の改定等の公表を踏まえ、精査のうえ、介護保険料基準月額を決定します。

第10 高齢者福祉事業

高齢者が健康で生きがいを持った生活が送れるよう、健康づくりや介護予防事業の推進、権利擁護や地域における生きがいづくり、見守り・支え合いの地域づくりを支援するため、地域支援事業やその他の福祉事業と一体的かつ継続的に、さまざまな高齢者福祉事業を実施します。

【主な事業】

1. 在宅・見守り支援事業

(1) 緊急通報装置・ふれあい安心電話貸与事業

ひとり暮らしや高齢者世帯に対し専用通報機器(緊急通報装置)を貸与し、急病と緊急時において外部へ連絡し必要な支援を行う連絡体制を確保し、高齢者の不安解消を図るとともに見守り体制を強化します。

(2) 生活管理指導員派遣事業

基本的な生活習慣の欠如や周囲とのコミュニケーションへの支障があるなど、社会適応が困難な高齢者に対して、家事などの日常生活や良好な対人関係を築くための支援や指導を行う訪問指導員を派遣し、社会的孤立感の解消と自立生活の助長を図ります。

(3) 生活管理指導短期宿泊事業

心身又は生活環境上の問題などで一時的に養護を必要とする場合、短期間の宿泊による生活管理指導・支援を行うとともに心身の調整を図り、自宅での自立生活を回復させます。

(4) 軽度生活援助事業

高齢者の在宅生活の継続を図るため、ひとり暮らしの方や高齢者世帯への外出の付き添い、買い物及び除雪など、一時的、短期的なサービスを提供し、自立生活の維持を支援します。

(5) 高齢者バス券交付事業

通院のために遠隔地から定期的にバスを利用する高齢者に対して、高額になるバス運賃の一部を助成し経済的負担の軽減を図り、在宅生活を支援します。

(6) 地域ふれあい除雪事業

冬期間、除雪困難な高齢者世帯などを地域住民が支援することにより、地域の支え合いが助長されるとともに、高齢者の安心した在宅生活を支援します。

(7) 高齢者等雪下ろし支援事業

自力で雪下ろしをすることが困難な高齢者等の世帯に対し、冬季間における安全確保と積雪による家屋の倒壊等の事故を未然に防止し、自立した生活の継続と、不安の解消を図るため、雪下ろしに要する費用の一部を助成します。

(8)冬期生活支援事業

冬期間、在宅生活が困難な高齢者が養護老人ホームに契約入所する場合に、その費用の一部を助成し、高齢者が長年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できる状態を維持できるように支援します。

2. 中・重度者在宅支援事業

(1)移送サービス事業

在宅の高齢者の通院等について、福祉タクシーの利用料金の全部または一部を助成することで経済的負担の軽減、日常生活の利便を図るとともに、在宅介護者を支援します。

(2)訪問理美容サービス事業

寝たきり、心身の障害及び疾病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、理美容師の出張訪問による理髪や美容のサービスを提供します。

(3)家族介護継続支援事業(介護用品券支給事業)

寝たきり高齢者の介護を要する家族の経済的負担の軽減を図るため、介護用品支給券を交付し、在宅介護の継続を支援します。

(4)車いす貸与事業

一時的に車いすが必要となった方に対し、その日常生活の介護に役立てるため、車いすを貸与します。

3. 施設サービス

(1)養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、老人福祉法第11条に基づく養護老人ホームに入所措置し、本人にとって適切な支援が総合的に受けられるように支援します。

(2)軽費老人ホーム

60歳以上の者であって、高齢や身体機能の低下により自宅生活に不安を感じかつ家族による援助を受けることが困難な高齢者が、軽費老人ホームに入居することで、生活不安が解消され、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう支援します。

(3)生活支援ハウス

60歳以上の身体的な介護を必要としている者であって、自立して生活することに不安のある者に対して、住まい、介護支援、交流の機会を効果的に提供し、安心した生活を送れるよう支援します。

4. その他の事業(主なもの)

(1) 老人クラブ

高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち安心して暮らせる社会を構築するため、国の高齢者地域福祉推進事業に基づき、単位老人クラブや老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、スポーツ活動、教養講座、健康づくり事業などの活動を支援します。

(2) 大館市見守り隊

日常的に各家庭を訪れ、市民に密着した仕事に従事している民間事業所などと協力し、日常と異なる不審な点に気づいた際に、迅速に消防、警察、行政に情報を寄せてもらい、適切な対応がとれる体制を整備しています。協力事業所の拡充を図り見守り体制を強化します。

(3) 高齢者地域支え合い支援事業費補助金

町内会等が実施する地域による高齢者の見守りと地域のつながりの醸成を目的とする行事等に対し、その費用の一部を交付します。

(4) 長寿祝金支給

満100歳を迎えた高齢者に長寿祝い金を支給します。

(5) 大館市77歳長寿記念品事業

満77歳に達した方の長寿を祝福し、長年にわたる社会発展への尽力に謝意を表するため、長寿記念品を支給します。

(6) 介護職員初任者研修受講者支援事業

介護職に従事する人材の確保と定着を図るため、介護職員初任者研修を修了した者や介護職員等に受講費用を負担した市内の介護事業所等に対し、研修費用を助成します。

(7) 介護福祉士資格取得支援事業

介護職に従事する人材の確保及び資質の向上を図るため、介護福祉士の資格取得に要する費用を助成します。

(8) 介護のお仕事PR隊

介護人材の確保と定着を図ることを目的に、実際に介護現場で働く市内の社会福祉法人や医療法人の介護職員で構成された「介護のお仕事PR隊」が、市内の小・中学校・高校に出向き、介護の体験や介護の仕事の魅力とやりがいを伝える活動を行います。

(9) 介護ロボット・ICTの導入支援

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に向け、介護サービス事業者への周知と普及により働きやすい職場環境の整備を図るため、国等の支援を含め介護ロボット・ICT導入の支援を行います。

(10) 成年後見制度利用促進

認知症などの理由により、判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な高齢者を支援します。